

経営者が知っておくべき

取適法（改正下請法）及びフリーランス法の実務

令和8年1月1日に下請法が改正され、中小受託取引適正化法（取適法）が施行されました。取適法では、適用対象となる取引や事業者の範囲が拡大され、中小受託取引の公正化と受託側の中小企業の利益保護が強化されました。

本セミナーでは、改正内容について解説するとともに、中小企業・小規模事業者に求められる実務対応のポイントを事例を踏まえながら専門家が分かりやすく解説いたします。

また、2024年11月には、フリーランスの方が安心して働ける環境整備のため、フリーランス・事業者間取引適正化等法（フリーランス法）が施行されていますが、企業が第三者に業務を委託する際には、両法を正しく理解しておく必要があります。フリーランス法の規制内容は取適法と重複する部分も多いですので、両方を比較しながら、フリーランス法の概要について確認するとともに、近時の勧告事例についてもご紹介いたします。

開催要項

- 日 時 2026年3月4日（水）14:30~16:30（開場：14:00）
- 場 所 京都経済センター 6階・会議室6-E <https://kyoto-kc.jp/access>
(京都市下京区市場室町東入函谷鉾町78番地/阪急「烏丸駅」26番出口直結)
- 参加費 無料
- 対象者 経営者・管理部門責任者
- 申込締切 2月27日(金)
- 申込方法 大阪投資育成のHP、または右の二次元コードからお申込ください。
◎申込URL (<https://sbic-wj.seminarone.com/tf188-r/event/>)
直接会場にお越しください。
※同業の方からのお申込はお断りさせていただきますので、ご了承ください。



※参加申込いただきました個人情報、参加者名簿として講師機関と共有し、セミナーの企画・運営・実施のために利用する他、関連するアフターサービス、必要な情報提供及び投資育成制度に関する各種ご案内のために使用いたします。
また、申込された方には出席・欠席を問わず講師機関及び弊社より後日ご連絡させていただく場合がございます。

講師紹介

加藤 友香（弁護士法人中央総合法律事務所 弁護士）

10年以上の銀行での職務経験があり、銀行実務を踏まえたアドバイスが可能である。その他さまざまな企業規模・業種のクライアントから、一般企業法務・会社法務を中心に幅広い法律相談・案件対応を行う。

特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（フリーランス法）や中小受託取引適正化法（取適法）といった近時の法改正に関する相談も多く受けている。



弁護士法人

中央総合法律事務所

（京都事務所：下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビル3階）

お問い合わせ：大阪中小企業投資育成株式会社 業務第3部/上田
〒530-6128 大阪市北区中之島3-3-23 中之島ダイビル28階
TEL:06-6459-1700 support@sbic-wj.co.jp